

「朝倉市さくらねこ無料不妊手術事業」事前説明事項

1.禁止されていること

- ・飼い猫、または市外に生息する猫にチケットを使用すること
- ・チケットを他人へ譲渡および転売すること
- ・事業実施にあたり、物品や金銭を受け取ること及び請求すること
- ・協力病院に対し、医療費などの直接交渉やチケット受領前の事前予約を行うこと

2.必ず守っていただきたいこと

- ・申請者自ら（またはボランティア）が猫を捕獲し協力病院へ連れて行くこと
- ・手術終了後、様式第4号または「朝倉市さくらねこ無料不妊手術事業実施報告電子フォーム」より実施報告を行うこと
- ・実施報告の際、「手術実施前後それぞれの猫の写真（各1枚ずつ）」を添付すること
- ・手術を行った後も猫を適切に管理（適正な給餌、清掃等）し、命ある限り見届けること。
- ・自身のホームページまたはSNS上に本事業についての定型文（市HP参照）を掲載すること
- ・環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」に沿った取り組みを行うこと
- ・有効期限を過ぎたチケットがある場合、破棄すること
- ・妊娠中の猫と判明した場合、墮胎されることに同意すること
- ・手術結果について、どうぶつ基金および協力病院に対し異議申し立てをしないこと
- ・事業実施にあたり事故等が起こった場合は、自身の責任において処理し、どうぶつ基金や協力病院、市、他の事業参加者に対しその責を問わないこと

3.注意していただきたいこと

- ・チケットの枚数は、申請どおりに一度で交付できない場合があること
(その場合、交付できなかった分を翌月以降に繰り越し、順次交付します。)
- ・チケット交付まで数か月要する場合があること
- ・協力病院については、市がどうぶつ基金へ一括申請を行う仕組みのため、特定の病院をご利用いただくこと

以上のこととに同意できる方にのみ、チケットをお渡しできます